

青森市障がい者自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する協議会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、青森市障がい者自立支援協議会とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 地域における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ること。
- (2) 地域における相談支援体制の整備状況、課題、ニーズ等を把握すること。
- (3) 個別事例への支援のあり方について協議及び調整を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(協議会の構成)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する委員20名以内をもって構成する。

- (1) 相談支援事業者が推薦する相談支援専門員
- (2) 障害福祉サービス事業者が推薦するサービス管理責任者等
- (3) 障害者等に係る保健・医療関係団体が推薦する医療ソーシャルワーカー等
- (4) 障害者等に係る教育・就労支援機関が推薦する教員等
- (5) 障害者等関係団体が推薦する障害者等又はその家族
- (6) 民生委員児童委員関係団体が推薦する民生委員
- (7) 学識経験者

2 協議会の会議（以下「会議」という。）に出席した委員に支払う謝礼の額は、青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年青森市条例第49号）別表3に規定する健康福祉審議会委員の報酬日額を準用する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長1名及び副会長1名を置き、会長にあつては委員の互選によってこれを定め、副会長にあつては委員のうちから会長の指名によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長は会議を進行する。

2 会長は、必要に応じて、関係者に会議への出席を求め、当該関係者から意見を聴くことができる。

3 会議に出席した者は、会議に関する秘密を他に漏らしてはならない。

(部会)

第8条 会長は、会議のほかに、所掌する事項を検討するため部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成22年5月28日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成26年1月28日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年6月2日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の青森市障がい者自立支援協議会運営要綱第5条の規定は、この要綱の実施の日以後に新たに選任された委員について適用する。